

# 事業に関する質問及び回答

R2.11.30 更新

No.	分類	質問内容	回答
1	交付申請	既に購入した衛生用品であっても対象になるのか。	令和2年4月1日以降に購入したものであり、補助対象経費に該当するものであれば対象になります。ただし、実績報告の際には「納品及び実支出額が確認できるものの写し」を提出することが必要となります。
2	交付申請	「介護福祉士養成施設」と「社会福祉士学校」を兼ねている場合は、2つ申請して良いのか。	2つ申請して構いません。その際、交付申請書類はそれぞれ作成の上、ご提出下さい。